

伊勢崎市

自立支援教育訓練給付金

受講料の補助

就職を目指すひとり親家庭の母又は父を応援するため、厚生労働省指定の教育訓練講座を受講する方に、受講費用の一部を支給します。給付金を受給するためには、受講前に事前相談と講座指定の手続きを行う必要があります。講座申込前に、受講を希望する講座のパンフレット等をお持ちのうえ、ご相談ください。

01 | 対象となる方

次の要件をすべて満たす方（講座指定申請及び支給申請の両方の申請時に、以下の要件を満たしている必要があります。）

- ①市内在住の20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父
- ②母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
※窓口での相談の際に策定します
- ③自立支援教育訓練給付金を受けることが、就業するために必要と認められる方
- ④過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

02 | 対象となる講座

雇用保険制度の「専門実践教育訓練」「特定一般教育訓練」「一般教育訓練」に指定されている講座。

※資格の取得を目的としない講座は対象外です。

～該当資格例～ 看護師、准看護師、介護福祉士、理美容師 等

※対象講座は厚生労働省 HP で確認できます

（ <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/> ）



03 | 支給額

講座を修了した場合に、受講費用の一部を支給します。（上限額あり）

後払い

	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
①雇用保険の 受給資格が <u>ない</u>	伊勢崎市から 6 割 （年間上限 40 万円×修学年数） （上限最大 160 万円）	伊勢崎市から 6 割 （上限 20 万円） ※講座が複数年でも上限 20 万円	伊勢崎市から 6 割 （上限 20 万円） ※講座が複数年でも上限 20 万円
②雇用保険の 受給資格が <u>ある</u>	ハローワークから最大 8 割 伊勢崎市から 差額 を支給 （年間上限 40 万円×修学年数） （上限最大 160 万円）	ハローワークから最大 5 割 伊勢崎市から 差額 を支給 （上限 20 万円） ※講座が複数年でも上限 20 万円	ハローワークから 2 割 伊勢崎市から 差額 を支給 （上限 20 万円） ※講座が複数年でも上限 20 万円

※雇用保険の受給資格とは、ハローワークで同様の給付金を受給できるかどうかということです。

※伊勢崎市からの支給額が 12,000 円以下の場合や、ハローワークからの支給額が上限額を超えた場合、支給はありません。

※支給対象となる受講費用は入学金と受講料（受講費、教科書代、教材費）と入学金と受講料にかかる消費税です。

※准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合、上限は最大 200 万円です。

※専門実践教育訓練講座を受講し、修了してから 1 年以内に資格を取得し、取得した資格を要する仕事に就いた場合は伊勢崎市から 8.5 割（ハローワークからの支給がある場合は差額）を支給します。上限は 60 万円×修学年数（上限最大 240 万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の上限は最大 300 万円））です。

04 | 手続きの流れ

受講を決める前に、まずご相談ください。

STEP1 | 事前相談

受講を希望する講座の開始の2か月前をめどに、子育て支援課にご相談ください。現在の状況や受講後の目標（自立に向けた計画）等をお聞きます。講座申込前に、受講を希望する講座のパンフレット等をお持ちのうえ、ご相談ください。



STEP2 | ハローワークに確認

ハローワークで雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができるかどうかの確認をしてください。



STEP3 | 講座の指定申請

講座の指定申請を受講開始月の前月15日までに行ってください。専門実践教育訓練の講座を受講し、ハローワークで支給を受けられない方は支給単位期間の支給ができます。



STEP4 | 入学・受講開始

受講を取り止めたり、婚姻等で受給要件を満たさなくなったりした場合は、給付金は支給されません。状況が変わったら子育て支援課までご連絡ください。

受講開始前に申請

受講が終わったら、支給申請へ

STEP5 | ハローワークに支給申請

受講終了後、ハローワークで雇用保険制度での受給資格の有無を確認してください。また、受給資格がある場合は申請をしてハローワークからの受給額を確定させてください。



STEP6 | 伊勢崎市に支給申請

受講修了日から起算して30日以内（修了日が1日目）に子育て支援課に支給申請をしてください。専門実践教育訓練講座又は特定一般教育訓練講座を受講し、修了してから1年以内に資格を取得し、取得した資格を要する仕事に就いた場合は、改めてハローワークで支給申請を行い、ハローワークからの支給額が確定した日から起算して30日以内に子育て支援課に支給申請をしてください。

申請から3週間程度で指定口座へ振り込みます

【お問い合わせ】

伊勢崎市役所東館 2 階

子育て支援課

電話：0270-27-2750（直通）